

見守り 新鮮情報

スマホの**通信費**が前月より2万円ほど**高かった**ので、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMSを送信していたと判明した。

数カ月前
に「**荷物**
を預かっている」
という**SMS**が届き、
URLをタップした。
そのときに不審な
アプリをダウン
ロードしてしまったの
かもしれない。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

宅配便業者を装ったSMS URLにアクセスしないで

ひとこと助言

真偽を確認！



見守るくん

- 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMS(ショートメッセージサービス)に、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより、自分のスマホが不正利用されるという被害が起きています。
- SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページ等で、宅配便業者の正式なサービスか調べ、真偽を確認しましょう。
- URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。また、IDやパスワード、暗証番号等の個人情報を入力してはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

離れて住む母が、預金口座のある銀行から**投資信託**等の**金融商品**を勧められ契約した。母は介護も受けず元気だが金融商品には疎い。昔から**付き合いのある銀行**だからと**信用**

していて、勧誘を受けると話を聞いてしまう。母の本音では預金のまま置いておきたかったそうだ。今後は**勧誘を控えてほしい**。

(当事者：80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

投資信託等の金融商品 その場ですぐに契約しないで

ひとこと助言

契約は
納得してから



見守るくん

- 投資信託などは預貯金とは異なり、元本が保証されたものではありません。確実に元本が保証される商品を希望する場合は、契約を避けましょう。
- 昔から付き合いのある金融機関から勧められても、その場で契約せず、商品のリスクや仕組みを十分理解してから契約しましょう。また、説明を受ける際には家族などに同席をお願いしましょう。
- 家族や周囲の人の見守りも大切です。日頃から高齢者とコミュニケーションを取り、生活などの変化に気付くことで、トラブルを防ぐことができます。離れて暮らしている場合は、帰省の際などに見慣れない書類や困っている様子がないか確認するようにしましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

「**どんなものでもいい**から女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリー**や**金貨**はないか」と

男性に**せかされ**、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪などの**貴金属**を出した。

すると合計1200円の明細書とお金を渡され、物品を**持ち帰られた**。

貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りのはずが 貴金属を買い取られた!

ひとこと助言



売らないモノは
見せない!

見守るくん

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

事例1

「3万円の**還付金**がある」と**市役所**を名乗る電話があり、口座のある銀行名を聞かれ答えた。その後、その**銀行**を名乗り「新型コロナの影響で65歳以上は銀行に入れないのでショッピングセンターの**ATM**に行くように」と電話があった。不審だ。(60歳代 女性)

事例2

役場を名乗る電話があり「介護保険料の**返金**がある。新型コロナの影響で返金期限が早まり手続きは本日までだ。携帯電話と通帳を持って銀行の**ATM**へ行き、**指定の電話番号**に電話し**指示どおり**に**操作**するように」と言われたが詐欺ではないか。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

新型コロナを口実に ATMへ誘導する**還付金詐欺!**

ひとこと助言

だまされないで



見守るくん

- 役所などの公的機関や金融機関の職員が還付金手続きのためにATMの操作をするよう連絡することは絶対にありません。
- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 新型コロナを口実にしてATMへ誘導する手口もみられます。心当たりがあっても、指示された番号に電話はかけず、役所の担当部署に確認してください。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」消費者ホットライン「188」)

見守り 新鮮情報

事例1

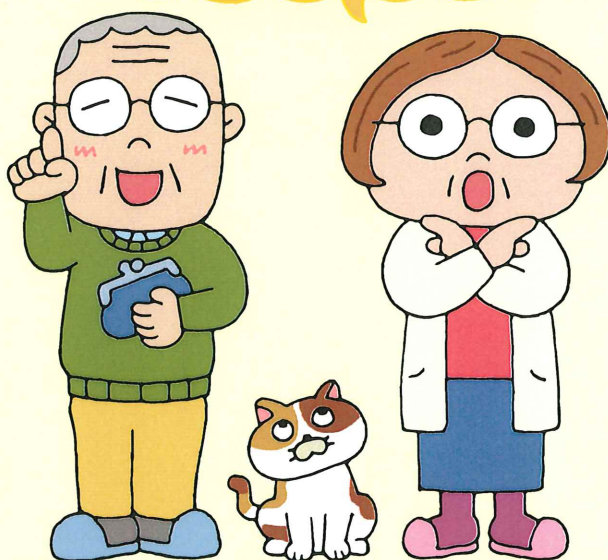
母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断って**いた。最近では電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの**不在通知**が**入っていた**。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：
80歳代 女性)

注文していないなら
支払い不要!

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文**
していない健康食品が
届いており、定期購入と
書いてある紙と**払込**
用紙が**同封**されて
いた。どうしたらよいか。
(当事者：90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要!

ひとこと助言



すぐに
処分
できるよ

見守るくん

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。
- お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。